

議案第46号

大野市教育行政点検評価委員会設置要綱案

令和3年6月28日提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

提案理由

教育委員会事務の点検及び評価において、学識経験を有する者の知見を活用するに当たって、委員会を設置する必要があるため

大野市教育委員会告示第 号

大野市教育行政点検評価委員会設置要綱を次のように定める。

令和3年6月 日

大野市教育委員会

大野市教育行政点検評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに当たって、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、大野市教育行政点検評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、教育委員会の求めに応じて、点検及び評価の方法及び結果について意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人以内をもって組織し、教育に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会教育長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。